

# 湖畔 滋賀県作業療法士会 Web版 広報誌

一般社団法人  
滋賀県作業療法士会

第16号



## 巻頭言

新型コロナへの対応について

会長 宮内 吉則

平素より、滋賀県作業療法士会の活動にご協力、ご支援を賜り心より感謝申し上げます。滋賀県においても新型コロナの影響があり、お亡くなりになられた方には、心よりご冥福をお祈り申し上げます。また、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当士会においても3月中頃の感染拡大の状況を受け、本協会の感染対策に従い研修会や会議の対面での開催を中止しました。3月に予定していた認知症の研修や臨床実習指導者講習会など昨年度事業での重要な事業を実施できなかったことは大変残念で参加を予定されていた方には大変なご迷惑をかけましたとともに、準備にあたって頂いていた士会員や関係者の方に申し訳なく思っています。

医療福祉職の団体としてその後も感染の危機の状態を重く受け、今年度の研修会・会議の対面開催は中止とし、どうしても対面での会議の開催が必要な場合も十分な感染対策を施し実施することしました。

5月に当県での開催予定であった近畿学会も、天田学会長並びに宮武実行委員長の下で実行委員会によりWEB開催に切り替えられ演題発表が行われました。対面開催での中止を決めてから時間のない中で各方面との調整を行っていただき、実行委員の皆さんの多分に日常業務を圧迫したのではないかと心苦しいところです。改めて第40回の近畿学会を開催していただいたこと、また多くの方が参加していただいたことなど心より感謝申し上げます。この学会の運営が、次の京都での第41回の近畿学会のもとになるものと思います。

6月には定期総会が通常の規模を縮小し、三役と立会人のもと会員からの委任状での協力を頂き無事各議案を議決することができました。しかし、議案そのものはコロナ前に計画していたもので、現在新たにICT活用委員会を立ち上げ、事業費の活用と協会からの助成金を使いネットでの研修会や会議の開催を順次進めるよう準備しています。研修会など今年度は無料開催とし、多くの会員に参加していただき士会活動を知っていただく機会とするとともに、各事業部の運営の経験値を高め、来年度以降もICTを活用した士会活動を行える期間としたいと思っています。これから準備が整い次第、研修会などの情報はHP

などを通しお知らせしますのでご参加のほどよろしくお願い申し上げます。

また、協会や県 POS 協議会でのアンケート調査により感染による臨床業務、教育現場への影響も少なくない状況と認識はしています。状況が長引くと私たち自身の生活にも影響が出てくると思っています。士会としては、会費入金の免除などの対策も検討中です。

こうした新型コロナによる今まで経験したことない社会状況の中で不安も強いですが、逆に新たな時代への挑戦のきっかけになるよう努力したいと思っています。今、本協会も県士会もやはり人材育成が最重要課題と考え取り組みを進めています。基礎的な技能だけでなく、どの分野においても地域包括ケアシステムに資する人材の育成というのは喫緊の課題となっています。国会で認知症に関わる OT の働きが紹介され注目を受けた反面、そうした人材はどれだけいるのかといったことも話題になっています。精神科の分野においても同様なことが起こっています。県士会においての学術局の事業推進とともに、地位活動局との連携をもとに MTDLP の普及や地域包括ケア推進を進めていきたいと思っています。会員一人一人のご協力を今後もお願いいたします。

## つばやま

### 「生活不活発病」とは

新型コロナウイルス感染症の影響により、外出の機会が減ることで、体を動かさない（不活発な生活）状態が続くことにより、精神や身体の機能がおとろえ、動けなくなり、うつ状態になる。いわゆる「生活不活発病」の発症が危惧されています。特に、高齢の方や持病のある方は生活不活発病を起こしやすいため、早期に対応することが大切です。

新型コロナウイルス感染を防ぐために、外出や人に会う機会を減らしておられる方が多いと思います。ウイルスから命を守るためにはやむを得ないことですが、自宅に引きこもりがちになると、生活が不規則になり、運動不足になりやすいものです。また、人との関わりが減ると、さびしく感じるなど、精神的につらくなることもあります。

これを生活不活発な状態といい、この状態が続くと身体や認知機能が低下し、生活不活発病となってしまいます。

滋賀県作業療法士会では、高齢者に向けて生活不活発病を予防するための啓発パンフレットを作成しました。活用して頂けると幸いです。

パンフレットはこちら ⇒



## 事務局よりお知らせ

- ① 職場の変更・県外への移動、姓の変更、自宅住所等の変更は、必ず届け出をお願いします。  
(各届出は、ホームページに書式あり⇒リニューアルしました)
- ② 郵送物が、届出したとおり送付されていないなどの連絡もお願いします。
- ③ 認定作業療法士の申請、更新には、「会員歴証明証」が必要です。必要な方は事務局まで、ご連絡ください。
- ④ ホームページ等で、会員へ情報周知を希望する情報があれば、ご連絡ください。求人もお待ちしております。
- ⑤ 現在、広報部ではホームページ画面・掲載内容等の内容充実に向けた検討を重ねております。皆様からのご意見もお待ちしておりますので是非お寄せ下さい。( [kohan@shiga-ot.jp](mailto:kohan@shiga-ot.jp) ) 今年度、県士会活動の情報は、ホームページにて掲載しております。
- ⑥ 県士会ホームページにアイコンがありますので、ご登録のうえご利用下さい。

発行 : 一般社団法人 滋賀県作業療法士会

会長 : 宮内 吉則

事務局 : 〒527-0145

滋賀県東近江市北坂町 966

医療法人恒仁会 近江温泉病院総合リハビリテーションセンター内

TEL・FAX : 0749-46-8128 E-mail : [shigaot@shiga-ot.jp](mailto:shigaot@shiga-ot.jp)

事務局長 : 加藤 智志

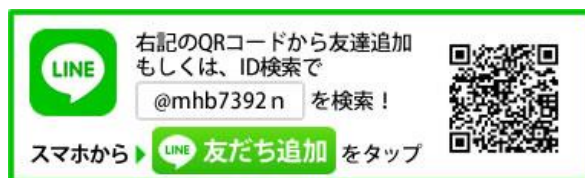
編集担当 : 広報部 川島 健 (セフィロト病院)

広報部広報誌

E-mail : [kohan@shiga-ot.jp](mailto:kohan@shiga-ot.jp)

ホームページ : <http://www.shiga-ot.jp>

次号 : 2021年10月発行予定



滋賀県作業療法士会ホームページ

